

群馬県警察の少年警察補導員の勤務に関する訓令の運用について（例規通達）

昭和43年6月18日  
群本例規第22号

〔沿革〕

昭和51年3月群本例規第3号(務)、59年3月第10号(務)、平成元年3月第6号(務)、10年2月第4号(務)、11年3月第7号(務)、12年3月第11号(務)、12月第40号(少)、13年3月第5号(務)、14年2月第6号(少)、15年2月第5号(少)、19年3月第3号(務)、8月第24号(少)、20年1月第3号(少)改正

（概要）

少年警察補導員の配置、運用及び職務基準等を定めたものである。